

(様式 1 - 3)

福島県南相馬市再生加速化事業計画 再生加速化事業等個票

平成 26 年 4 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	農業基盤整備促進事業	事業番号	(5)-30-1
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	鹿島町土地改良区		
総交付対象事業費	30,000(千円)	全体事業費	30,000(千円)		
再生加速化に関する目標					
避難指示区域のある本市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理が行われてきたが、原子力災害の影響により、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような小まめな維持管理が不能となり機能劣化、低下が進んでいることから、防災用水を兼ねた幹線水路の機能向上をすることにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域再生の加速化を図る。					
事業概要					
機能の劣化、低下した幹線水路の整備 水路工 L=49m 【南相馬市復興計画 33 頁】 主要施策 3 (経済復興) - 基本施策 3-1(産業の再生) - 主な方策(農林水産業への支援) 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の促進を図る。					
当面の事業概要					
<平成 26 年度> 水路工(法面工)					
地域の再生加速化との関係					
農業生産基盤(幹線水路)の整備を行い農業者の営農意欲を高めることによって地域農業の再生を加速する。このことによって南相馬市復興の早期実現が可能となる。					
関連する事業の概要					

効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

南相馬市再生加速化事業計画 再生加速化事業等個票

平成 26 年 4 月時点

本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	南相馬市復興工業団地造成事業	事業番号	(6)-34-1
交付団体	南相馬市	事業実施主体(直接/間接)	直接		
総交付対象事業費	1,962,040(千円)	全体事業費	7,789,040(千円)		
再生加速化に関する目標					
東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市の商工業者の多くは休業・廃業、市外への事業所移転を余儀なくされたことから、工業団地を造成し、新たな雇用の場の受け皿を確保することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域再生の加速化を図る。					
事業概要					
本市の復興計画では、新たな土地利用の基本として7つのゾーン(集団移転地、緩衝緑地、農業再生、漁港再生、工業団地、再生可能エネルギー、公園緑地)による機能配置を行うこととしており、津波被害が甚大な萱浜地区を新たな工業団地ゾーンと位置づけ約71haの整備を行う。 <南相馬市復興計画 35頁> ○工業基盤整備推進(工業団地の整備、企業誘致) ・市内で操業を続ける事業所への支援を継続するとともに、国・福島県を含む関係団体と協議のうえ、新たな工業団地計画を着実に進め、市民の新たな雇用の受け皿となる企業誘致を推進する。					
当面の事業概要					
・平成24～25年 基本計画作成 基本設計業務 埋蔵文化財調査 用地買収(防災集団移転分) 実施設計作成 ・平成26～28年 実施設計作成 用地買収(ほ場整備非農用地分) 造成工事					
地域の再生加速化との関係					
原子力災害被災地の商工業の展開には、既存産業団地の再編に加え、新規転入事業者のための産業団地整備も喫緊の課題となっている。渋佐・萱浜地区においては、市が被災した宅地・農地を集団移転事業で買い上げ、併せて、ほ場整備事業で集約した非農用地を取得することにより、短期間で用地を確保することができ、早期の団地造成が可能となる。 このことによって離農者や市外に避難している若者の雇用の場が確保され、南相馬市の復興の早期実現が可能となる。					
関連する事業の概要					
【防災集団移転事業】 津波浸水地域のうち、災害危険区域に指定された地域については、安全な地域への転居を防災集団移転事業で進める。(震災前の居住世帯 180世帯) 【災害関連ほ場整備事業】 被災農地約500haを対象に災害関連ほ場整備事業を実施する。ほ場整備計画区域内の宅地及び非農用地設定した離農者の農用地を集約し、短期に工業団地造成用地を確保する。					
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					